

八丈町農業委員会

# 第 3 回総会議事録

令和 8 年 6 月 2 5 日 (木)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和8年6月25日(木) 9:00～12:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

|         |    |          |    |    |        |
|---------|----|----------|----|----|--------|
| 会長      | 14 | 菊池 寛     | 委員 | 6  | 磯崎 典雄  |
| 会長職務代理者 | 13 | 浅沼 實(欠席) | 〃  | 7  | 菊池 勝男  |
| 委員      | 1  | 浅沼 博之    | 〃  | 8  | 菊池 みゆき |
| 〃       | 2  | 加藤 純生    | 〃  | 9  | 金田 可奈利 |
| 〃       | 3  | 磯崎 正     | 〃  | 10 | 金田 秀彦  |
| 〃       | 4  | 伊勢崎 武二   | 〃  | 11 | 沖山 至   |
| 〃       | 5  | 奥山 利平    | 〃  | 12 | 青木 保憲  |

4. 農業委員欠席：1名 会長職務代理者 浅沼 實

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

|    |   |        |    |   |        |
|----|---|--------|----|---|--------|
| 委員 | 1 | 菊池 家司  | 委員 | 5 | 菊池 有梨沙 |
| 〃  | 2 | 磯崎 光宏  | 〃  | 6 | 奥山 光洋  |
| 〃  | 3 | 村口 知功  | 〃  | 7 | 浅沼 幸友  |
| 〃  | 4 | 浅沼 美和子 |    |   |        |

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：5番 奥山 利平委員、6番 磯崎 典雄委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について(利用権設定)

議案第2号 非農地証明願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史 事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、事務局 奥山 万羅、小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷  
八丈支庁産業課農務担当 主任 荻野 あゆみ  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 加藤 綾奈  
島しょ農林水産総合センター普及指導センター 課長代理 鶴沢 玲子

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第3回総会を開催いたします。  
本日、職務代理者の浅沼 實さんより欠席のご連絡をいただいております。  
また、関係機関では農林水産総合センターの遠藤所長が出張から戻り次第参加という事で、遅れて参加をする旨、連絡がありました。  
本日の会議録署名委員ですが、5番奥山 利平委員・6番磯崎 典雄委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告を事務局長よりお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地  
利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の  
聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用  
集積等促進計画の提出について意見を求める。  
令和8年6月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛  
番号1農地の所在 三根●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内  
面積 31,691㎡の内12,840㎡、内容は新規となります。  
利用権を設定する者 ●●●● 利用権設定を受ける者 東京都農業会議  
中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●● 利用目的 サカキ  
期間 10年間、賃借料は無償となります。  
続いて、場所の説明にうつります。資料2ページをご覧ください。  
番号1農地は、神沢農道入口より神沢農道を永郷方面へ約240m進み左折、そこから道なりに

約 270m 進んだ右側の場所になります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号 1 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者であり、農地については元々サカキが植えられており、雑木や下草など伐採すればすぐに収穫できる状況であり、これから草刈等を行いながら、研修センター卒業後の独立に向け収穫の準備していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員・農業委員の意見を伺ってまいります。  
三根地域より推進委員 3 番 村口 知功委員説明願います。

推委 3 番 はい、既に手が入っており、徐々に整備されている状況です。現在研修生で来年以降の収入確保に向けて、頑張っております。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、農業委員 1 番 浅沼 博之委員説明願います。

農委 1 番 はい、既に手が入っている所ではサカキが芽吹いておりますので、今後キレイなサカキが出来ると思いますので、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか？  
《質疑なし》

議長 質疑ございませんので、採決に入ります。本件について、ご異議ございませんか？  
《異議なしの声多数》

議長 異議ないものと認め、本件については可といたします。

議長 続きまして、議案第 2 号 非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号 非農地証明願出書の承認について  
下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。  
令和 8 年 6 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛  
番号 1 農地の所在三根●●●番●、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振外、面積 331 m<sup>2</sup>  
内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。  
所有者氏名 ●● ●●●  
非農地の事由としましては、対象地は平成 8 年に建物が建設されており、転用許可申請をしな

いまま現在に至ってしまっているため、地目変更手続きに至れるよう、今回非農地証明を願い  
出ることにした。非農地取扱区分は宅地化 20 年超によるものであります。

続いて、場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は出廻り信号交差点より都道八丈循環線を底土方面へ約 40m 進んだ左側の場所にな  
ります。3 ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地については、申請事由にもありましたが、申請者の住居が既に建てられており、建物登  
記、航空写真でも 20 年以上前から建っていることを確認済みです。今後農地としての利用は困  
難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われます。

それでは、ご意見をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員・農業委員の意見を伺ってまいります。  
三根地域より、推進委員 3 番 村口 知功委員説明願います。

推委 3 番 はい、対象地、家屋が建ち 20 年以上経過、現在に至っている状態で致し方ないと思いますの  
で、よろしくお願いします。

議長 続きまして、農業委員 1 番 浅沼 博之委員説明願います。

農委 1 番 はい、建設当初バリアフリーで建設したと伺っております。今となっては元に戻すことは不可  
能に近いので、ご審議のほどお願いします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか？  
《質疑なし》

議長 質疑を終結し、採決に入ります。本件についてご異議ございませんか？  
《異議なしの声多数》

議長 異議ないものと認め、本件については承認といたします。